

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 23 回 会計

欧州委員会が会計指令の修正案を採択

2023 年 11 月

はじめに

2023 年 10 月 17 日、欧州委員会は会計指令（Directive 2023/34）の修正法案を採択しました¹。当該法案は、EU 域内の企業を規模別に分類するための基準値（総資産及び売上高）を見直すものです。これにより、多くの企業の財務報告の要件が緩和されることが見込まれます。特に、2025 年度から CSRD²の適用対象となる大企業の基準値にぎりぎりで届いている様な企業にとっては、法案の動向に注視が必要と思われれます。

Contents

- ・ 背景
- ・ 会計指令修正案の内容
- ・ 今後の立法プロセスと適用時期
- ・ 各企業への影響

背景

EU の会計指令（2013/34/EU）は、EU 域内企業の規模や種類に応じた、個別財務諸表および連結財務諸表の作成、表示、開示、監査に関する要件を定めています。同指令では、少なくとも 5 年ごとにこの規模の基準値を見直し、適切な場合には調整することとしています。この調整は主に、極小企業や小企業がインフレによって、意図せぬ間により上のカテゴリの企業に適用される厳しい要件の対象となる事態を回避することを目的としています。

欧州委員会は前回の見直しタイミングである 2021 年の時点（2013 年 1 月から 2019 年 12 月までのデータを考慮）では、基準値を見直す必要はないとしていましたが、その後の 2021 年から 2022 年にかけての大幅なインフレをふまえ、今回は基準値を見直すことを決定しました。

¹ 欧州委員会の公表資料については[こちら](#)を参照。

² CSRD の概要については[第 7 回](#)ニュースレター参照

会計指令修正案の内容

ユーロスタットの発表によると、2013年1月1日から2023年3月31日までの累積インフレ率は、ユーロ圏で24.3%、EU27か国で27.2%に達しました。修正法案では、このインフレ率に合わせて、会計指令の企業規模の基準値を以下の様に変更することとしています。

<EU 会計指令における企業規模基準値の修正案>

(単位：千ユーロ)		総資産	売上高	備考
極小企業	現状	350	700	左記と年間平均従業員数10名の3つの基準のうち、2つを超えない企業が該当。
	変更後	450	900	
	改定率	28.6%	28.6%	
小企業（下限）	現状	4,000	8,000	極小企業以外で左記（下限）と年間平均従業員数50名の3つの基準のうち、2つを超えない企業が該当。ただし加盟国は総資産と売上高の閾値を上限までの範囲で設定可能。
	変更後	5,000	10,000	
	改定率	25.0%	25.0%	
小企業（上限）	現状	6,000	12,000	極小企業および小企業以外で、左記と年間平均従業員数250名の3つの基準のうち、2つを超えない企業が中企業、2つを超える企業が大企業に該当。
	変更後	7,500	15,000	
	改定率	25.0%	25.0%	
中企業/大企業	現状	20,000	40,000	極小企業および小企業以外で、左記と年間平均従業員数250名の3つの基準のうち、2つを超えない企業が中企業、2つを超える企業が大企業に該当。
	変更後	25,000	50,000	
	改定率	25.0%	25.0%	

出所：欧州委員会公表資料よりグラントソントン・ドイツ作成

今後の立法プロセスと適用時期

EU理事会と欧州議会は、2ヶ月以内にこの修正法案を審議する予定です。異論がなければ、改正会計指令はEU官報に掲載されてから3日目に発効します。改正会計指令は発効後12ヶ月以内に、EU加盟各国の国内法に移管される必要があります。

改正会計指令の適用時期は2024年1月1日以降に開始する会計年度からです。

各企業への影響

本修正案により、数多くの企業が会社規模の変更と、それに伴う財務報告への影響を受けることが予想されます。欧州委員会は当該会計指令の修正により、域内の有限会社（LLC）のうち約 110 万社が下位の会社区分に変更になると推計しています。

特に影響が大きいのは、CSRD の適用対象となる大企業数の減少でしょう。欧州委員会の集計では、Bureau Van Dijk の ORBIS データベースにより財務数値が抽出可能な有限会社のうち、大企業にカテゴライズされる企業は、現状の 82,986 社から 71,372 社（14.0%減）となることが予想されています。

欧州委員会は当該変更により、CSRD による一時的なコストが約 150 百万ユーロ、継続して発生する年間コストが約 700 百万ユーロ減少するとの推計を示しています。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けております。監査・保証業務、移転価格、グローバルタックスマネジメントを含む税制サポート、内部統制、事業戦略コンサルティングなど、貴社のドイツへの進出の程度や事業規模に応じたサービスのご提供が可能です。

ドイツでのビジネスサポートをお探しの日系企業様がありましたら、是非グラントソントン・ドイツ ジャパンデスクにご相談ください。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。